ずる者と関係を有すること

- (2) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 2 ワーカーは、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないこと を確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

# 第14条(本利用規約の変更)

- 1 当社は、当社の判断により、本利用規約をいつでも任意の理由で変更することができるものとします。
- 2 ワーカーは、変更後の本利用規約に同意できない場合、本サービスの利用を終了するもの とし、変更後の本利用規約の効力が生じた後に、ワーカーが、本サービスを継続して利用し た場合には、変更後の本利用規約の内容に同意したものとみなされます。

# 第15条(本利用規約及びその他の利用規約等の有効性)

- 1 本利用規約の一部の規定が法令に基づいて無効と判断されても、本利用規約のその他の規 定は有効とします。
- 2 本利用規約の全部又は一部の規定が、あるワーカーとの関係で無効とされ、又は取り消された場合でも、本利用規約はその他のワーカーとの関係では有効とします。

# 第16条(権利義務の譲渡禁止)

ワーカーは、本利用規約に別段の定めがある場合を除いて、当社の事前の書面による承諾な しに、本利用規約により生じた権利義務を、第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供すること はできないものとします。

### 第17条(準拠法及び管轄裁判所)

- 1 本利用規約の準拠法は、日本法とします。
- 2 ワーカーと当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管 轄裁判所とします。

以上

#### 附則

2020年9月1日作成・施行